

役員規程

(役員を選任)

第1条 定款第26条に基づく役員を選任にあたり、理事会において選定された委員により構成する役員候補者推薦委員会において役員候補者を選考し、理事会に答申する。

- ② 役員候補者推薦委員会に関するその他の事項は、別に定める規程に従う。

(役員の定年制)

第2条 定款第26条第1項第1号の規定により理事となった者の地域連盟推薦理事としての在任期間は、最長で10年までとする。ただし、特別な事情により理事会の決議があった場合には2年延長することができる。

- ② 定款第24条第1項に規定される役員は、その就任時に、満65歳未満でなければならない。

(常勤理事に対する報酬等)

第3条 定款第33条に規定される常勤理事の報酬は、評議員会において常勤理事報酬の総額の上限を決議し、各常勤理事各個への具体的報酬支給額は、理事会の決議によりこれを定める。

- ② 定款第33条に規定される常勤監事の報酬は、評議員会において常勤監事報酬の総額の上限を決議し、各常勤監事各個への具体的報酬支給額は、常勤監事がこれを定める。

(名誉会長)

第4条 定款第30条に規定される名誉会長の任期は、就任時より最長で8年までとする。

(相談役)

第5条 定款第30条に規定される相談役の任期は定めない。

(参 与)

第6条 定款第30条に規定される参与の任期は、4年とする。

(名誉役員等の費用負担)

第7条 定款第30条に規定される名誉役員等は会長の諮問に応じることができる。その際に係る宿泊費、旅費交通費は本連盟が負担する。

(服務規程)

第8条 役員的服務に関する規定は、別に定める規程に従う。

(改 正)

第9条 本規程の改正は、理事会の決議に基づきこれを行う。

(施 行)

第10条 本規程は、令和8年5月27日から施行する。